

雇用ルールの確立に関する意見書（案）

不安定な非正規雇用の拡大、長時間労働の横行、低すぎる最低賃金など、今の我が国は、労働者を守るルールが確立されていない。

政府は、派遣受入期間の制限なしに派遣労働者を雇用できるとする法改正を進めようとしている。派遣労働者が使い捨てられる危険を解消するため、派遣労働を臨時的・一時的業務に限定するとともに、非正規雇用から正社員への流れをつくることこそ、政府の果たす役割である。

我が国には、時間外労働時間がいわゆる過労死ラインとされる月80時間を超えている労働者が存在する。これは、欧州諸国にある時間外労働の上限規制がないためである。厚生労働省告示が、時間外労働時間の上限を、労働者の健康と命を守る上で医学的根拠がある月45時間以内にするなどとする労使協定を求めている内容を、法律化して拘束力を持たせるべきである。

貧困と格差をなくす決め手の一つは、最低賃金の底上げである。欧米諸国のように、減税措置や社会保険料の減免といった中小企業支援策を取った上で大幅引上げを実現し、全国一律の最低賃金制度を確立すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、雇用ルールの確立を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		